

令和 7 年 3 月

射水市議会定例会議案説明書
(議 員 提 出 議 案)

議員提出議案第 1 号

射水市議会委員会条例の一部改正について

(説 明)

射水市行政組織条例(平成17年射水市条例第15号)の一部改正により「こども家庭部」が新設されることに伴い、射水市議会委員会条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

民生病院常任委員会の所管に「こども家庭部」を追加するもの。

2 施行期日

令和7年4月1日

議員提出議案第 2 号

射水市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

(説 明)

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）の施行に伴い、射水市議会の個人情報の保護に関する条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらの刑を一本化した「拘禁刑」が創設されることに伴い、所要の改正を行うもの。
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条に第 8 項が新設され、以下の項番号が繰り下げられることに対応するため、所要の改正を行うもの。
- (3) その他規定の整備を行うもの。

2 施行期日

- 1 (1)に係る改正規定 令和 7 年 6 月 1 日
- 1 (2)に係る改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
- 1 (3)に係る改正規定 条例公布の日